刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令の概要

１　改正事項

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成１８年法務省令第５７号）第６２条第２項において、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成１７年法律第５０号）第１００条に規定する手当金（死亡手当金及び障害手当金）の額の算出の基礎となる額（支給基礎日額）を規定しているところ、支給基礎日額を４，０９０円から４，２５０円に改める。

２　手当金の概要

手当金には、次に掲げる三種類がある。

①死亡手当金…　受刑者及び労役場留置者（以下「受刑者等」という。）が、作業上死亡した場合に、その遺族等に対して支給される金銭

②障害手当金…　作業上負傷し、又は疾病にかかった受刑者等が治った場合において、身体に障害が残ったときに、その者に対して支給される金銭

③特別手当金…　作業上負傷し、又は疾病にかかった受刑者等が釈放の時になお治っていない場合において、その傷病の性質、程度等を考慮して相当と認められるときに、その者に対して支給される金銭

なお、被収容者、労役場留置者又は監置場留置者が、応急の用務（地震、火災その他の災害に際し、それらの者に就かせる刑事施設内等における消火、人命の救助その他の応急の用務）に就いて死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合についても、上記①、②及び③は支給される。

また、上記③は、受刑者等が治った場合において身体に残ると予想される障害を身体に残った障害とみなし、上記②の支給額に関する規定に準じて算出した金額が支給される。

今回の改正による支給額の変更は、別表のとおりである。

３　施行日

公布の日

４　その他

本改正は、手当金が準拠している労働者災害補償保険法施行規則（昭和３０年労働省令第２２号）の支給基準となっている自動変更対象額が変更されたことに伴うものである。

別表

手当金の支給額の変更

		倍　数	改　正　前	改　正　後
死亡手当金		1,060	4,335,400	4,505,000
障害手当金	第１級	1,340	5,480,600	5,695,000
	第２級	1,190	4,867,100	5,057,500
	第３級	1,050	4,294,500	4,462,500
	第４級	920	3,762,800	3,910,000
	第５級	790	3,231,100	3,357,500
	第６級	670	2,740,300	2,847,500
	第７級	560	2,290,400	2,380,000
	第８級	450	1,840,500	1,912,500
	第９級	350	1,431,500	1,487,500
	第１０級	270	1,104,300	1,147,500
	第１１級	200	818,000	850,000
	第１２級	140	572,600	595,000
	第１３級	90	368,100	382,500
	第１４級	50	204,500	212,500